

【2022年2月25日より適用】

改 正	現 行
② 知的障害者旅客運賃割引の取扱いについて 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 4. 1 改正 2019. 3.16 改正 2020. 3.16 改正 2021. 4. 1 改正 <u>2022. 2.25 改正</u> 標記について下記のとおり取扱う。 1. 割引の取扱いをする知的障害者の範囲 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳（発行自治体によりカード化されたもの、<u>「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」</u>（令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知）で<u>マイナンバーAPIと連携しているスマートフォン用アプリケーションソフト</u>を含む。以下同じ。）の交付を受けているものをいう。 2. 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。 （1）（現行どおり） （2）（現行どおり） （3） ①（現行どおり） ② 介護者とは、<u>係員が認めた介護能力のある者で、</u>知的障害者と購入する乗車券の種類・乗車区間及び<u>有効期間等</u>が同一で、かつ、同時に購入する<u>もの</u>でなければならない。 ただし、特別割引用ICカードで乗車する知的障害者が車いすを使用する場合、介護者が2人となる場合、そのうちの1人の乗車券については、第4項第1号による。 また、知的障害者に対して通学定期券を発売する場合でも、介護者に発売する定期券は、<u>通勤定期券</u>に限る。 3. 割引取扱区間 （現行どおり） 10. 知的障害者が単独で旅行できる場合の取扱い 附則（現行どおり） 【参 考】 ○療育手帳の様式 ○療育手帳カードの様式の一例（山口県発行） <u>○スマートフォン用アプリケーションソフトの画面様式については、「身体障害者旅客運賃割引の取扱いについて」を参照のこと。</u>	② 知的障害者旅客運賃割引の取扱いについて 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 4. 1 改正 2019. 3.16 改正 2020. 3.16 改正 2021. 4. 1 改正 標記について下記のとおり取扱う。 1. 割引の取扱いをする知的障害者の範囲 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳（発行自治体によりカード化されたものを含む。以下同じ。）の交付を受けている者をいう。 2. 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。 （1）（省 略） （2）（省 略） （3） ①（省 略） ② 介護者は当社が介護能力があると認められる者であり、<u>知的障害者と購入する乗車券の種類・乗車区間及び有効通用期間</u>が同一で、かつ、同時に購入する<u>者</u>でなければならない。 ただし、特別割引用ICカードで乗車する知的障害者が車いすを使用する場合、介護者が2人となる場合、そのうちの1人の乗車券については、第4項第1号による。 また、知的障害者に対して通学定期券を発売する場合でも、介護者に発売する定期券は通勤定期券に限る。 3. 割引取扱区間 （省 略） 10. 知的障害者が単独で旅行できる場合の取扱い 附則（省 略） 【参 考】 ○療育手帳の様式 ○療育手帳カードの様式の一例（山口県発行）

※下線部が改正箇所。